

議案第90号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

清水町長 阿部 一 男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

職種	月額	日額	時間額
行政職	209,300円	9,970円	1,290円
福祉職	254,700円	12,130円	1,570円
医療職	258,400円	12,310円	1,590円
介護職	245,900円	11,710円	1,520円
教育職	285,500円	13,600円	1,760円
労務職	269,900円	12,850円	1,660円

」を

「

職種	月額	日額	時間額
行政職	217,800円	10,380円	1,340円
福祉職	259,000円	12,340円	1,600円
医療職	264,400円	12,590円	1,630円
介護職	249,600円	11,890円	1,540円
教育職	292,000円	13,910円	1,800円
労務職	272,700円	12,990円	1,680円

」に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は令和5年4月1日から適用する。